

新弁理士会館プロジェクト

副会長 河野 登夫

現在の弁理士会館建設に要した費用の借財返済は2001年9月に終了した。この返済に充てていた月額4,000円の特別会費の徴収は廃止されず、通常の会費へ組み込まれること、すなわち実質的な会費値上げとなった。これにより会運営の原資が25%アップしたのである。一方で最近の弁理士試験合格者数の増加がある。2002年の合格者数は現会員数の10%弱である。当面予測されるこの傾向は会費収入の大幅な伸びを約束する。

これらの収入増加分をどのような活動に振り向けるか、はきわめて重要な課題である。今年度正副会長会は、侵害訴訟代理権取得を含む業務範囲の拡大および急激な会員増に伴う研修のための必要時間・空間の増大、並びに会議・執務空間の逼迫などの状況、さらには本来の特別会費徴収の目的などをふまえて、研修施設またはそれを核とする新弁理士会館を取得することが重要であるとの共通認識を持つところとなった。会員全体への提供サービスの向上には使用可能な空間の安定的確保が不可欠だからである。そして、我々の現在の経済的状況と世間全般の経済的状況を考慮すると、しかるべき資産を後進に残しておくことが将来の会発展の基盤として重要であると考えたのである。これらを受けて、計画を実現するための検討を研修施設検討委員会に委ねた。

このような状況の下、7月下旬に霞ヶ関3丁目街作り計画の話が持ち込まれた。現会館前の道を上がった角の会計検査院あたりを再開発しツインタワーを建設するので、その一部フロアを購入する希望はないか、という都市基盤整備公団からの話である。地理的条件が最良という点から、この企画に乗ることを検討した。詳細は省くが、2フロア購入で物件総額58億円の計画である。通常の会務運営に支障がないことはもちろん、会員個々への提供情報・サービス及び会活動の拡大を計りながら、しかも会費値上げなしが前提での返済可能性の検討である。借財の返済を終えたばかりで積み立て金がないことから、契約金をどのように工面するかなど、現実的問題として乗り越えるべきハードルが多々有るものの、緊縮財政を採ることと返済は可能との結論が得られた。

問題は別の所にあった。1フロア636坪という広さがありながら、500人収容の研修ホール（約250坪が必要）が確保できないのである。主目的が達せられない以上、この話は進めようがない。計画は頓挫した。

上記の研修ホールが確保できない理由は……？ 同ビル内に入居予定の金融庁が執務空間の奥行き（窓から対向する壁までの寸法）は「13mでなければならない」と譲らないためである。その制約下でビルを設計すればウナギの寝床のような研修ホールができあがる。そういえば銀行がくれるカレンダーはどの銀行も同サイズ、口座開設でくれるノベルティも似たりよったりであった。金融庁（旧大蔵省）のキビシイ掟があったのである。こんな役所に監督されて挙げ句の果てが銀行国営化とは悲しい限りである。

それはさておき、計画実現を模索する中で鍵となるのは資金計画。キャッシュフロ-はともかくも頭金がないのは金融機関の信用を損なう。そこで先の4,000円を積み立てるための方策を探ることとなった。新弁理士会館取得計画への第1歩である。